



2011年8月号

# 二戸労基署ニュース

蒸し暑いだけで熱中症!!

## ◇電力需給逼迫警報後計画停電実施の場合の休業手当留意事項

基本的には、計画停電時の取扱に変更はありませんが、下記留意事項に沿って取り扱い願います。

- ✓ やむを得ず実施される計画停電に伴う休業の場合においても、労使がよく話し合って休業に伴う労働者の不利益を回避するよう努力すること
- ✓ 労働基準法第26条の使用者の責に帰すべき事由による休業に該当する場合だけでなく、労働契約、労働協約、就業規則等の定めに基づき、休業の場合に賃金、手当等を支払うこととされている場合にはこれらを支払う必要があること、また、これらの手当等を支払わないこととするのは労働条件の不利益変更に該当すること

## ◇東日本大震災による被災者の皆様へ 未払賃金立替払制度及び労災補償制度のご案内

### 1 未払賃金立替払制度について

お勤めになっていた企業が、倒産状態になり、賃金が支払われなかった方は、国が未払の賃金を立て替える制度が利用できます。「退職金」も対象になります。

震災発生日(平成23年3月11日)に退職された方の認定申請の期限は、平成23年9月11日ですので、ご注意ください。

### 2 労災補償制度について

労働者の方が「工作中」や「通勤中」に地震や津波により建物が崩壊したこと等が原因となって被災された場合には、ご本人やご家族の方は『労災保険』による給付(治療や投薬、遺族年金・一時金など)を受けられます。

また、東日本大震災による災害より3ヶ月生死がわからない場合、平成23年3月11日に死亡したと推定するなどの特例措置を実施しております。

## ◇平成23年度いわて県北地域労働衛生研修会の開催について

「見逃すな 心と体のSOS みんなでつくる健康職場」(平成23年度全国労働衛生週間標語)  
全国労働衛生週間にあわせ、いわて県北地域労働安全衛生推進協議会では下記研修会を実施します。

- 1 日時：平成23年9月21日(金) 午後1時30分～4時00分
- 2 場所：二戸シビックセンター(二戸市石切所字荷渡6-2)
- 3 講演：「労働衛生に係るリスクアセスメント」
- 4 申し込み先：(財)岩手労働基準協会二戸支部(電話0195-23-5521) 参加費用は無料です。

## ◇労働災害発生状況(平成23年1月～7月)「多発注意！」

- ・ 死亡労働災害： **3**人(前年同期比 **+2**人)
- ・ 休業4日以上：**67**人(前年同期比 **+8**人)

二戸・久慈地域産業保健センターを活用してみませんか? > ☎0195-23-4466

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 TEL0195-23-4131まで。